

## 令和7年度 大田原市乳児等通園支援事業実施事業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、乳児等通園支援事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業を効果的かつ適正な実施を行う観点から、実施事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものである。

### 2 事業名称

大田原市乳児等通園支援事業

### 3 実施期間

令和8年1月5日から令和8年3月31日

### 4 実施場所

本市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、地域子育て支援拠点事業施設、認可外保育施設（企業主導型保育を含む）、児童発達支援施設等

### 5 実施内容・実施方法

#### (1) 対象となるこども

利用日時点において、本市に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とする。

#### (2) 利用方法・実施方法

定期利用もしくは柔軟利用又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、利用方法を選択して提案して差し支えない。また、実施方法についても一般型、余裕活用型から選択して提案して差し支えない。

#### [利用方法]

定期利用	利用する施設、曜日、時間帯を固定し、定期的に利用する方法
柔軟利用	利用する施設、曜日、時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法

#### [実施方法]

一般型	施設の定員とは別に定員を設定する方法
余裕活用型	利用するこどもが施設の定員に達しない場合に施設の定員の範囲内で受入れする方法

#### (3) 利用可能時間

- こども一人あたりの利用可能時間は月10時間までとし、1回あたり最低1時間から、30分

単位で利用することができる。

- ・当該利用可能時間は当月のみ有効であり、余った利用可能時間を繰り越したり、前月及び翌月の利用可能時間を前倒しで利用することはできない。
- ・月10時間を超える利用意向がある場合には、一時預かり保育等の類似事業の利用を促すなど、利用者ニーズに応えるよう努めること。

#### (4) 利用時間の管理

利用の都度、保護者が「利用時間管理表」を持参するため、利用時間に応じて該当欄へ施設名を押印または記入すること。

#### (5) 開所日数・受入時間

週4日以上、1日7時間を目安とし、事業者の提案により設定すること。

ただし、月10時間利用をしやすい時間設定とすること。

#### (6) 事前面談

初めて受け入れを行うこどもにあっては、初回利用の前に保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握すること。

#### (7) 利用料

預かりの利用にあたり、1人1時間300円を基本とし、利用料を徴収すること。

ただし、次に掲げる減免を行うこと。

世帯類型	減免率
生活保護世帯	100%
市民税非課税世帯	80%
市民税所得割額 77,100円以下の世帯	70%

#### (8) 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成すること。

#### (9) 利用調整

利用調整にあたっては、各申請者が公平・公正に利用機会を得られる方法となるよう留意した上、提案すること。

##### (利用調整の例)



#### (10) その他、実施にあたっての留意事項

- ・事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該子どもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合はこの限りではない。（正当な理由かどうかの判断は、大田原市が当該事業者及び利用者の状況を総合的に勘案して行う。）
- ・事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、大田原市に報告するとともに、大田原市と協力し、関係機関との連携を図ること。
- ・対象となる子どもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けるよう努めること。
- ・障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の障がいの特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。
- ・医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等 通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。なお、当該子どもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園 支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該子どもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該子どもの医療的ケアを実施する場合、1 名のみの配置でも可能とする。

### 6 設備基準及び職員の配置

「大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を定める条例を遵守すること。

【主な基準の内容】

	一般型	余裕活用型
設備基準	<p><u>一時預かり保育（一般型）と同等</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乳児室 (1.65 m<sup>2</sup>/人)、ほいく室 (3.3 m<sup>2</sup>/人)、2 歳児以上保育室又は遊戯室 (1.98 m<sup>2</sup>/人)、便所を設けること</li><li>・建物の防火基準等は、児童福祉施設のものに準ずること</li></ul>	<p><u>保育所等と同等</u></p> <p>「栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等」の基準条例を遵守すること</p>
人員配置基準	<p><u>一時預かり保育（一般型）と同等</u></p> <p>【0 歳児】 3 人につき 1 人以上 【1, 2 歳児】 6 人につき 1 人以上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育従事者（保育士、子育て支援員等）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。</li><li>・保育従事者は 2 名を下回ることはできない。</li></ul>	

## 7 事業費

事業に要する経費については、以下の基準により補助を行うものとする。

### (1) 対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、乳児等通園支援事業者が事業の実施に要する経費とする。

### (2) 補助額

(1)に掲げる対象経費から5－(7)により利用者から徴した利用料を差し引いた額。

但し、補助限度額は、以下のとおりとする。

区分		金額
基本分	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加算分	障がい児 …①	400円
	医療的ケア児 …②	2,400円
	要支援家庭 …③	400円
	利用料金減免対象者	
	生活保護世帯	300円
	市町村民税非課税世帯	240円
	市町村民税所得割額世帯	210円
	合計 77,100円以下の世帯	

金額はいずれも「こども一人1時間あたり」のものとする。

#### ※①について

障がい児とは、大田原市が認める障がい児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

障がい児を証明する書類の写し（療育手帳・診断書等）をもって確認を行うものとする。

#### ※②について

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療をする状態にあるこどもとする。

#### ※③について

要支援家庭児とは、大田原市こども家庭センターが支援する家庭の児童をいう。

※①～③の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。

### (3) キャンセルの取扱い

利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ補助金の支払いの対象とする。ただし、当該補助の対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間（月10時間）から減算を行うこと。

### (4) 研修の受講

実施事業者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講す

ることが望ましい。

#### (5) こどもの安全確保

- ・本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日成安第44号・6教参字第51号通知）」に従い、速やかに市に報告すること。
- ・利用当日に、通園がない場合には、対象となる子どもの状況を確認すること。  
特に、要支援家庭の子どもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ・子どもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

#### (6) 食事の提供

給食等の提供については事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切に行うこと。

#### (7) 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。  
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

#### (8) その他の注意事項

本事業の実施にあたって本要項に定めがない事項については、「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）実施要綱」「大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準ずるものとする。

### 14 応募方法

応募を行う事業者については、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

#### (1) 提出書類

様式番号	書類名
様式1	令和7年度 大田原市乳児等通園支援事業応募申込書
様式2	運営規程
※1	定款・寄付行為その他の規約
※2	財産目録、貸借対照表 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類
様式3－1	最低基準調書、職員一覧表及び資格証明書 ・事業の用に供する施設・設備、職員等に関すること（一般型） ※一般型の場合のみ添付

様式3－2	・事業の用に供する施設・設備、職員等に関すること（余裕活用型） ※余裕活用型の場合のみ添付
※3	平面図 実施場所が分かるもの
様式5	事業計画書
様式6	収支予算書
※4	その他市長が必要と認める書類

※1～4については、任意様式とする

#### (2) 提出期限

令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）

#### (3) 提出時間

午前8時30分～午後5時15分

#### (4) 提出場所

大田原市保健福祉部保育課（市役所本庁舎3階6番窓口）

#### (5) 提出部数

2部（正本1部・副本1部）

※併せて、データでのご提出もお願いいたします。

【送付先】[hoiku@city.ohtawara.tochigi.jp](mailto:hoiku@city.ohtawara.tochigi.jp)

### 15 選定について

#### (1) 選定方法

応募書類を元に、審査・選定を行うものとする。

#### (2) 審査基準

児童福祉法第34条の15第3項各号の規定に基づき審査を行った上、大田原市子ども・子育て会議に意見を聴取して決定します。

### 16 スケジュール

内容	日時
募集の開始	令和7年11月4日（火）
募集書類の提出期限	令和7年11月28日（金）
審査・選定	令和7年12月5日（金） ※選定後、市保育課に事業実施認定申請を行うこと。 また、社会福祉法人にあっては、定款変更手続きを行

	うこと。
子ども・子育て会議	令和7年12月 中旬
事業実施認可決定	令和7年12月 中旬
事業開始	令和8年1月5日（月）

## 17 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・その他本要項の諸条件に違反した者

## 18 その他

- ・提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とする。
- ・その他、本要項に定めのない事項については、国において定める本事業の実施要綱によるものとする。